

E i w a N e w s

来年以降の所得税、住民税（改正点）

平成 27 年 12 月
（ No. 125 ）

師走を迎え、経理担当者の方々におかれましては、年末調整などの業務で何かとご多用のことと存じます。

さて、今回は、平成 28 年 1 月 1 日以後に適用が開始される所得税や住民税の改正点について、お知らせいたします。

〔 1 〕 給与所得控除額の改正

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

現在、給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は 245 万円の定額とされていますが、この給与所得控除額の上限額が平成 28 年から段階的に引き下げられます。

平成 28 年分は給与等の収入金額が 1,200 万円を超える場合の給与所得控除額が 230 万円、平成 29 年分は給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額が 220 万円となります。

〔 2 〕 公社債等に対する課税方法の改正

平成 28 年 1 月 1 日以後、特定公社債（*）、公募公社債投資信託等（以下、特定公社債等）の利子や譲渡などによる所得は、申告分離課税（所得税 15.315%、住民税 5%）の対象となります。

所得の態様	改正前	改正後
利子	源泉分離課税 （所得税15.315%） （住民税5%）	申告分離課税 （所得税15.315%） （住民税5%）
譲渡	非課税	
償還	総合課税（累進税率）	

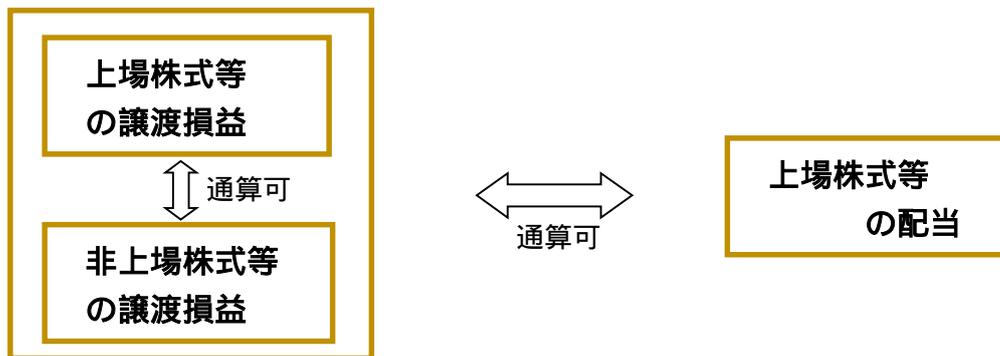
（*）特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債など一定の公社債を指します。また、平成 28 年 1 月からは、特定公社債等について証券会社等に特定口座を開設することができ、『源泉徴収あり』を選択することにより確定申告を不要とすることができます。

〔 3 〕 株式等・公社債等の譲渡による損益通算の改正

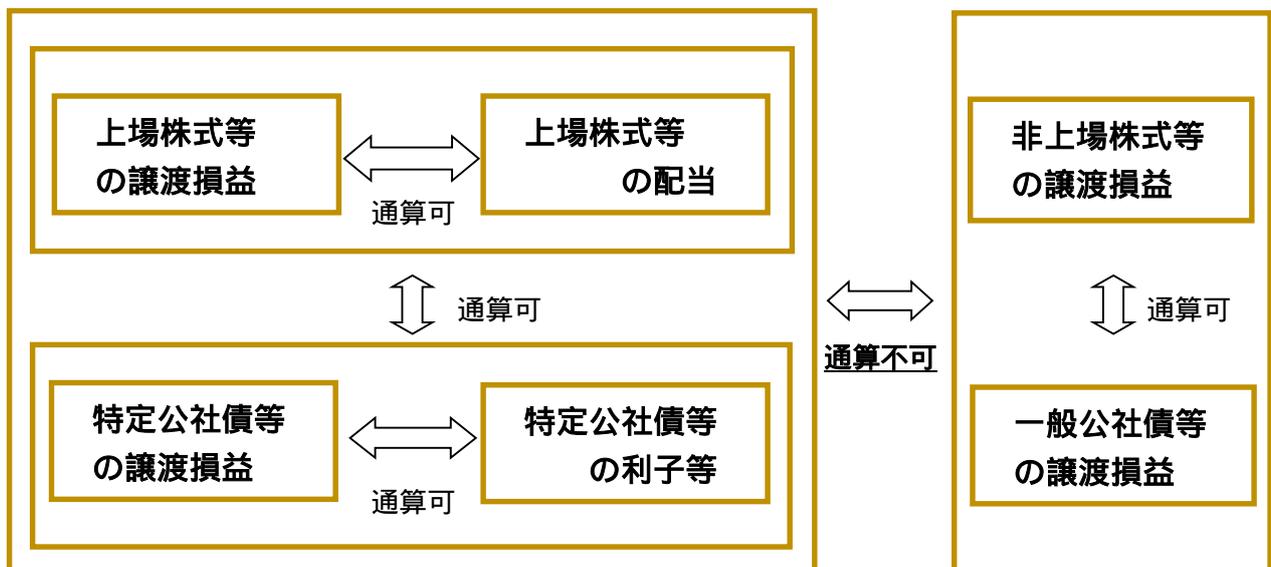
平成 28 年 1 月 1 日以後、申告分離課税の対象となった特定公社債等の利子や譲渡等の所得は、上場株式等の配当や譲渡による所得と通算し、通算しきれない損失は、翌年以後 3 年間にわたり繰越することができます。

一方で、上場株式等の譲渡等の所得は非上場株式等の譲渡等の所得と通算することができなくなりますが、一般公社債等(＊)の譲渡等の所得は非上場株式等の譲渡等の所得と通算することができます。

平成 27 年まで



平成 28 年以降



(＊)一般公社債等とは、特定公社債等以外の公社債等(私募債など)をいいます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。